

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則（平成 3 年秋田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「石井副市長、鎌田副市長」を「鎌田副市長、柿崎副市長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。